

# 日医工MPI行政情報

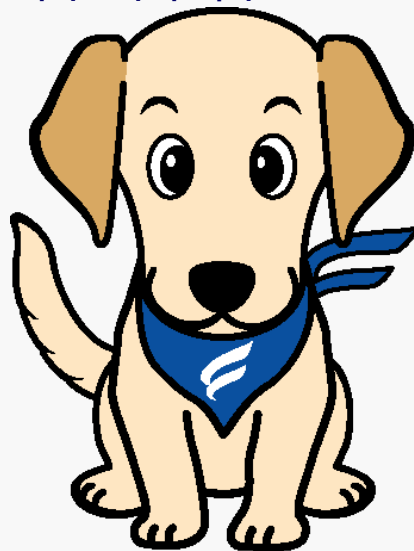
<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

## 医療と消費税 (高額設備投資の対応)

第5回「医療機関等における消費税負担に関する分科会」(2013年3月18日)

株式会社日医工医業経営研究所 (日医工MPI)

資料作成: 菊地祐男 (公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4217



Nikky

資料No. 20130319-308

株式会社 日医工医業経営研究所

# 第5回医療機関等における消費税負担に関する分科会

消費税引き上げの対応として、医療機関の高額な設備投資を診療報酬とは別に手当てすることが議論されてきたが、3月18日の分科会では、医療費非課税から課税(0%)への変更を想定して、“全て診療報酬上乘せ対応”となる可能性が高くなった。

分科会では「消費税率8%引上げ時のあり得る対応について(現段階で考えられるメリット・デメリット等)」とする資料が提出され、高額設備投資を別建てとする場合と、診療報酬で対応する場合で比較検討がなされた。

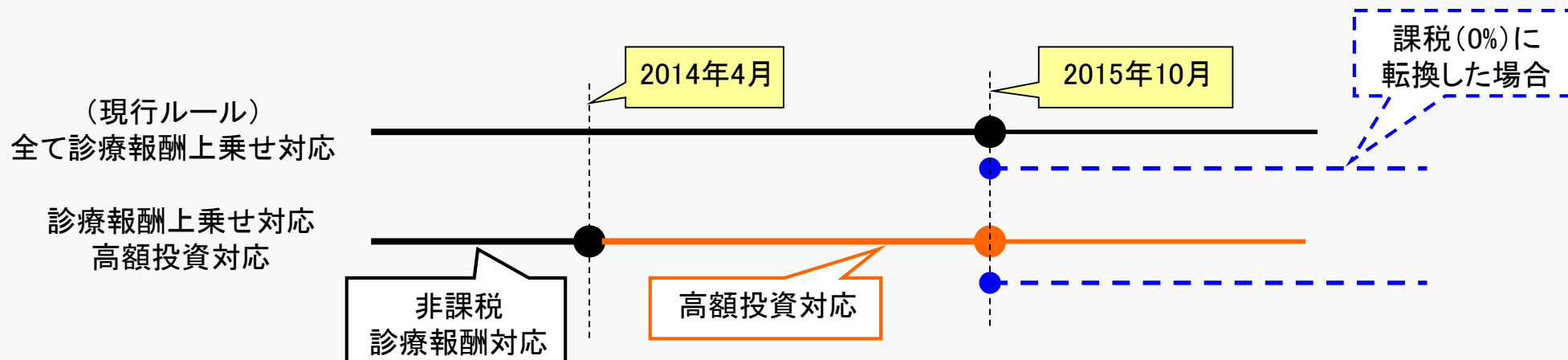
## <理由>

①現在の医療費非課税から課税(0%)に転換した場合、対応が難しいこと。

医療費を課税対象にすることを医師会等が要求しており、8%時(2014年4月)は設備投資別建てとした場合、10%時(2015年10月)に課税扱いにルールが変わると対応が難しくなる。

②法改正が必要になること。

10%時(2015年10月)に課税扱いにルールが変わると再度の法改正も必要になる。



## 第5回「医療機関等における消費税負担に関する分科会」配布資料

診調組	税	-	1
25	3	1	8

## 消費税率8%引上げ時のあり得る対応について(現段階で考えられるメリット・デメリット等)

	①全て診療報酬上乘せ対応	②診療報酬上乘せ対応+高額投資対応
仕組み	<p>● 薬価及び特定保険医療材料価格については、従来は一定のルールで診療報酬本体部分とは別建て対応してきている。</p> <p>● 所要額(診療報酬改定率)を算出し、上乘せする項目・配分を決定。</p>	
		<p>● 高額投資の消費税負担について「他の診療行為と区分して」手当を行うとすれば、診療行為の対価の支払いとは言えないため、診療報酬の支払いとは別建ての仕組みを構築することが考えられる。</p> <p>● 高額投資対応の仕組みとしては、例えば必要な財源をプールして基金を造成し、医療機関等からの申請に基づいて、審査・支給する仕組みが考えられる。</p> <p>● このような仕組みを構築するには、関係者に財源の負担を求める等のため、法改正が必要。また、実施機関において事務処理のためのシステム対応が必要となる可能性が大。</p>
10%時に課税転換した場合の対応	<p>● 課税転換すれば仕入れ税額控除が可能となるため、これまでの上乘せ分を診療報酬から引き下げる必要。</p>	<p>● 再度法改正をして、高額投資対応スキームを廃止する必要。</p> <p>● 消費税負担の控除・償還の主体が税務当局となり、手続も異なるものとなる。</p>
メリット	<p>● 診療報酬の請求・支払のほかに、別途の権利義務関係が発生したり、特別な事務処理体制が構築されることがないため、課税転換した場合の対応が比較的容易</p>	<p>● 高額な設備投資の多い医療機関等に重点的に対応することで、一定程度そうした医療機関等の負担感が緩和される(ただし、手当の対象は基本的に、税率引き上げ部分(3%分)となると考えられる)。</p>
デメリット	<p>● 高額な設備投資に配慮するとしても、診療報酬での対応には限界がある。</p>	<p>● 仮に10%時に課税転換した場合、1年半のために法改正や実施機関におけるシステム対応を行うこととなる。</p> <p>● 少なくとも医療機関等の請求権が時効消滅するまでの間、課税転換後も、高額投資対応のスキームや事務処理体制を残存させる必要がある。</p>